「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

1 計画改定時期の変更について

現行の第4期計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間としている。 次期計画に向けて、令和2年度中に改定作業を行う予定だったが、次の理由により、令和2年度及び3年度に改定作業を行い、次期計画は令和4年度からスタート(1年遅れ)することとし、神奈川県議会厚生常任委員会(令和2年第3回定例会)において、その旨を報告した。

<改定1年見送りの理由>

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の影響で計画改定に係る十分な議論ができないこと。
- (2) 利用者目線の新しい障がい福祉を計画に反映する必要があること。
- (3) 地域共生社会の推進に向けた改正社会福祉法等の趣旨を盛り込むことや、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念をさらに推進する必要があること。

2 関連する計画の改定状況

| 名 称 | 現行計画 期間 | 次期計画 期間(予定) | 内 容 |
|-------------------------|-----------------|--------------------|---|
| 神奈川県地域福 祉支援計画 | H30~R 2 (3年) | 要検討 | 福祉介護人材の確保・ 定着や地域支え合いの 推進等 |
| 神奈川県障がい 福祉計画 ※1 | H30~R 2 (3年) | R3~5 (3年) ※2 | 地域生活に移行する障 がい者数、各種障がい サービスの提供見込み 量(法定計画) |
| 神奈川県手話推進計画 | H28~R 2 (5年) | R 4~R 8 (5年) | 手話の普及等に関する 施策を総合的かつ計画 的に推進 |
| かながわ高齢者 保健福祉計画 ※3 | H30~R 2 (3年) | R3~R5 (3年) | 高齢者施策、介護サー ビスの提供見込み量 (法定計画) |

- ※1 大半の市町村の次期計画は、令和3年度スタートを予定しているため、サービス提供見込み量等の県の考え方は、令和2年度中に示し、市町村計画にも反映。
- ※2 法定計画のため次期計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの 3年間と定められている。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度中に策定しても差し支えないと厚生労働省から通知もあったことから、令和3年度中に改定作業を行い、計画期間を令和3年度から令和5年度までとし、遡りで適用させる。

※3 市町村の介護保険料改定(令和3年4月)に対応するため、令和3年度 スタート・市町村の次期計画も令和3年度スタートを予定。

3 次期計画の方向性(案)

(1) 計画期間

令和4年度~令和8年度(5年)

(2) 基本的な考え方

- 既存事業の継続と充実計画の3本の大柱「ひとづくり」「地域(まち)づくり」「しくみづ
 - くり」は維持し、それぞれに位置付けられた取組の充実強化を図る。
- 新たな視点
 - 社会福祉法改正[※]に伴う「地域共生社会」の実現に向けた包括的な 支援体制の整備(資料2)
 - ・ 障害者支援施設における利用者目線(資料3)
 - ・ 感染症に強い地域づくり(資料4)
- その他
 - ・ 関連する計画との整合性を合わせる

4 計画改定のスケジュール

資料5のとおり

※ 地域福祉(支援)計画の見直しに関する事項

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体 的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努める ものとする。

 $-\sim$ 四 (略)

五 <u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備</u>に関する事項

2 · 3 (略)

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を 通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲 げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

一~四 (略)

五 市町村による<u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体</u> <u>制の整備</u>の実施の支援に関する事項

2 · 3 (略)